

奈良市いじめ防止基本方針改定のポイント

主な改定内容

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- ・ いじめの認知に関する考え方について、法の定義にもとづき、具体的な考え方を加筆しました。[p 4 (4)]
- ・ いじめの適切かつ迅速な対応について、具体例も含め項目を整理しました。
[p 6 (7)]
- ・ 学校として特に配慮が必要な児童生徒について、項目を整理し、具体例を加筆しました。[p 6 (8)]

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- ・ 情報モラル教育について、児童生徒が自律的にデジタル社会と関わっていくためのデジタル・シチズンシップ教育の推進についても加筆をしました。[p 10 (4)]
- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定について、児童生徒等の意見を取り入れた分かりやすい学校方針とし、各学校のホームページに掲載し、入学時や年度開始時に児童生徒・保護者に周知することを加筆しました。[p 11 3 (1)]
- ・ 警察との連携について、項立てて記載することで整理をしました。[p 15 (イ)]
- ・ いじめを受けた、行った児童生徒又はその保護者への指導、支援について、必要に応じて心理や福祉等の専門家の協力を得ることを具体的に加筆しました。
[p 15、16 (ウ)(エ)]
- ・ いじめの解消の定義を、国の基本方針に則って詳細に記載しました。[p 17 (ク)]

第3章 重大事態への対処

- ・ 重大事態への対処について、法的根拠となる「いじめ防止対策推進法第28条」を記載し、「疑い」が生じた段階で重大事態として調査を開始しなければならないことを明記しました。また、具体例を追記するなど対応をより明確に加筆・修正しました。
[p 18 1 (1)]
- ・ 調査を行うための組織が学校主体の場合に、校内委員会に必要な応じて心理や福祉等の外部の専門家を加えた組織で調査を行う場合もあることを加筆しました。
[p 19 (5) ①]